

令和3年9月24日

保護者の皆さまへ

世田谷区教育委員会  
教育長 渡部 理枝

### 区立園・学校における2学期の当面の教育活動等について（その3）

新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、10月1日以降の区立幼稚園・認定こども園及び小・中学校等の対応について、下記のとおりとさせていただきます。保護者の皆さまには、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

#### 記

#### 1 学校登校について

緊急事態宣言の有無に関わらず、10月1日（金）から通常登校による授業を基本に実施いたします。

なお、引き続き、感染症への不安等から自宅等でのオンライン学習を希望する児童・生徒には、オンラインでの授業を保障してまいります（登校変更する場合は、事前に学校へ相談してください）。

※土曜授業も通常どおり実施します。

#### 2 連合運動会について

3密を避けることや練習や準備等を十分に行うことができず、安全性を十分に確保して実施することが困難であるため、10月に計画していた次の行事を中止とします。

- ・小学校連合運動会
- ・小学校特別支援学級連合運動会
- ・中学校陸上競技大会

#### 3 上記以外の各種行事等について

##### ◇ 緊急事態宣言が解除された場合

- ・感染状況等によって、柔軟に内容や方法を工夫してまいります。
- ・宿泊を伴う行事については、参加のご意思を再度確認させて頂き、参加状況等も考慮した上で、各学校において実施の判断をいたします。

##### ◇ 緊急事態宣言が延長された場合

- ・校外での活動は、基本的に中止又は延期とします。
- ・部活動は、大会やコンクール等の参加に向けた個別の練習とします（校内で平日17時まで）。
- ・宿泊を伴う行事は、延期又は中止とします。

#### 4 感染防止対策について

ご家庭での検温、マスクの適切な着用、手洗い等の感染症防止対策の徹底にご協力ください。

#### 5 検査体制について

小・中学校、幼稚園等においていち早く陽性者を発見し感染拡大を抑えるため、これまでの社会的検査に加え、臨時的な対応として任意の抗原検査を実施します。

○抗原検査：鼻腔から自己採取を行います。1時間以内で結果が判明します。

○検査するケース：

- ・学校等で陽性者の発生が確認された場合、調査結果に基づき、陽性者と接触の可能性のある児童・生徒等に速やかに検査キットを配付します。自宅で検査をしていただき、その結果を学校へ報告していただきます。
- ・宿泊行事、大会等参加に向けて行われる部活動に安心して参加できるよう検査を行います。

#### 6 学校給食について

自宅でのオンライン学習等を理由により、一定期間、給食停止を希望する場合は、事前に学校へお申し出ください。なお、1日単位や曜日単位で対応することはできません。その場合は、原則、給食は停止せず、給食費の徴収対象となりますので、あらかじめご了承ください。

また、登校方法を途中で変更し、給食提供を再開、または停止される場合には、食材の確保や取り消しに日数を要するため、早めに学校にご相談ください。

下記の期間は、事前の申し出により、一定期間、給食を停止された児童・生徒を対象に、その間の給食費は徴収いたしません。ただし、1日単位や曜日単位で喫食した児童・生徒は除きます。

- ①分散登校期間（9月3日～9月10日）
- ②選択制による期間（9月13日～9月17日）
- ③通常登校再開期間（10月1日～10月8日）

#### 7 その他

- ①感染による児童・生徒への出席停止や学級閉鎖等の対応は、これまでどおり必要に応じて実施します。
- ②新BOP学童クラブは通常運営しますが、BOP室等が密とならないよう、可能な限りご利用は控えていただくよう、ご協力をお願いします。
- ③区立幼稚園・認定こども園は、登園を基本としますが、感染の懸念から登園を控えるお子さんについては、欠席扱いはいたしません。
- ④行事等の詳細につきましては、各園・校からのお知らせやホームページをご覧ください。
- ⑤今後変更がありましたら、ホームページ、すぐーる等でご案内いたします。

#### 8 人権に関わる配慮について

保護者の皆さまにつきましては、次のことにご留意いただきますようお願いいたします。

- ・新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者、濃厚接触者、医療従事者等とその家族に対する誤解や偏見に基づく不当な差別やいじめ、SNSでの誹謗中傷等は許

されることではありません。

- 見えないウイルスへの不安から、特定の対象を嫌悪の対象としてしまうことで、不当な差別や偏見が起こってしまいます。
- 不確かな情報に惑わされて人権侵害につながるものがないよう、正確な情報に基づき冷静な行動をとってください。

#### 【お問い合わせ先】

区立幼稚園・認定こども園に関すること

担当 乳幼児教育・保育支援課

03-5432-2714

区立小中学校に関すること

担当 教育指導課

03-5432-2703

新BOP（学童クラブ）に関すること

担当 子ども・若者部児童課

03-5432-2308

生涯学習部生涯学習・地域学校連携課

03-5432-2739